

2016年5月13日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会御中

東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社フジテレビジョン



放送と人権等権利に関する委員会決定

58号および59号に対する対応と取り組み

2014年3月8日放送の弊社番組「ニュースな晩餐会」内の社内ストーカー事件を扱った企画に関し、弊社は2016年2月15日に放送人権委員会決定 第58号および第59号を申し渡されました。第58号においては「本件放送は申立人の名誉を毀損し、また申立人からの苦情に真摯に向き合わなかった点は放送倫理上問題があった。再発防止のために、人権と放送倫理にいっそう配慮すべし。」との勧告を受けました。また第59号においては「本件放送は関係者の名誉やプライバシーへの配慮を欠き、また申立人からの苦情に真摯に向き合わなかった点は放送倫理上問題があった。再発防止のために、人権と放送倫理にいっそう配慮すべし。」との見解を受けました。以下、この委員会決定 第58号および第59号を受けての弊社の対応と取り組みについて報告致します。

1. 委員会決定直後の放送対応に関して

- ・ 2016年2月15日 「みんなのニュース」
「あしたのニュース」
- ・ 2016年2月16日 「めざましテレビ」
「とくダネ！」

上記番組内で委員会決定の内容およびこれに対するフジテレビのコメントを扱う。

- ・ 2016年2月20日 「新・週刊フジテレビ批評」
上記番組内で本件の概要と委員会決定の内容およびこれに対するフジテレビのコメント扱う。

2. 番組審議会への報告に関して

2016年3月9日に開催された第455回番組審議会において、委員会決定の内容、および弊社の対応について報告しました。これに対し「フィクションなのか、事実なのか視聴者にとって紛らわしい番組が多いなかで、実際の隠し撮り素材を使えば、全体として事実と言っていることになるだろう。そうでなければ再現映像だけでフィクションと割り切らなければならない。一部が事実で一部が事実でないということは許されないのでないのではないか?」「誰がこの放送を許したのか?制作会社がどういうネタに基づき、どういう取材をして、どのように放送しようとしたのかをフジテレビがちゃんと知っていなければならない。フジテレビの中にそうしたシステムが出来ていたのかを検証してほしい。」との意見が出されました。

3. 当該番組の制作プロセスと問題点

当該番組は2014年10月改編直前にレギュラー番組化が決定しました。制作体制としては弊社編成部からの発注で外部制作会社Aが元請けとなり、さらにその下請制作会社の一つとして外部制作会社Bが投入されました。当該回の制作については編成部管理のもと制作会社Aと制作会社Bが協力して制作を行いました。

番組がスタートした後も内容についての試行錯誤が続き、制作体制強化のために社内、社外を問わずスタッフの交代が行われました。こうした不安定な状況の中で扱う題材が直前まで決まらず、恒常に取材→スタジオ収録→仕上げ→放送までの時間が極めて短い状態が続いていました。当該回もこのような状態で制作が行われました。このことが「気づき」や「危機管理」を甘くしていた可能性があったかもしれないと主要スタッフ(編成担当および制作会社スタッフ)が発言しています。これは当該番組のようなプライバシーや人権に対する十分な配慮が求められる番組にとって大きな問題点であったと思われます。

一方で、時間的余裕はなかったものの、主要スタッフの中で、当時の制作プロセスにおいて決定的な判断ミスがあったと感じていた者はいませんでした。例えば取材で得られた情報や、取材対象者から提供された映像・音声から、この話は大筋において事実であり、少なくとも被害者と加害者という構図について疑いを持ったスタッフはいませんでした。そして「書類送検」という事実はこの話の信憑性を補強したと多くのスタッフが言っています。また加害者として描かれている人物への取材の必要性についても議論しましたが、上記にある被害者と加害者という構図に対する予断と、被害者を守るという観点から、追

加取材はしないという結論を出しました。但し制作にあたっては人物を特定されないための、画像・音声の加工、設定変更などを十分に行うことをスタッフ間で共有しました。完成段階での編成担当と制作会社スタッフによるプレビューにおいても、当時はこの程度の画像・音声加工で問題はないとの判断しました。

また、主要スタッフへのヒアリングにおいて「ニュースな晩餐会」は①事実を伝える番組 ②事実に基づくフィクション番組 のどちらと思っていたか?という質問をしましたが、大筋において事実と信じる相当性を担保すべき番組であるとするスタッフと、事実をもとに一部フィクションを交えた番組であるとするスタッフが混在していました。このように当該番組(あるいはコーナー)の「定義」を明快に共有できていなかったことも問題を引き起こした原因であると思われます。

結論として、当該番組を制作する上での基本方針の共有、制作体制、危機管理意識、チェック機能が極めて不十分であったと言わざるを得ません。

4. 再発防止に向けた取り組みについて

2016年2月15日の委員会決定を受けて、前述の制作プロセスの再検証を行うとともに、再発防止に向けて下記の会議とセミナーを開催しました。

1) 「番組制作向上ワーキンググループ」の開催

2013年10月20日放送の「ほこ×たて 2時間スペシャル」に対してのBPO放送倫理検証委員会からの意見を受けて社内に設置された「番組制作向上ワーキンググループ」を2016年3月4日および4月8日に臨時開催し当該案件について議論を行いました。編成制作局長を委員長として制作関連部門のみならず幅広い部門の担当局長、室長、部長をメンバーとするワーキンググループであり、2014年以降年間4回の定例会議を実施しています。下記にここで議論された論点を列挙します。

- ① この番組は視聴者には事実を扱った番組と認識されるであろう。リアリティを追求する部分と創作部分が混在することに難しさがある。
- ② 事実を扱う番組としてみれば題材の選択、取材方法、制作体制、演出方法、苦情を受けた後の対応、それぞれの段階で不適切な部分があった。
- ③ 予断を排して真実に迫る努力をすれば問題が起きる可能性は少なかつた。今後はその努力をするしかないのではないか。
- ④ 事実を題材にした番組でも真実に迫る努力が必要ないケースもあるのではないか。(周知の事実を扱う場合など) その上でプライバシーや人権に最大限配慮する演出上の手法を駆使することで問題を回避する

こともあり得るだろう。

- ⑤ この番組の公益性、真実性、プライバシー・人権侵害に対してスタッフがどのような意識をもち共有していたかは重要であり制作から放送に至るプロセスも含めて改めて検証する必要がある。
- ⑥ 事実を伝える番組とフィクション番組のあいだのどのような番組を作るのかをきちんと共有してそれに相応しい制作体制・演出方法、チェック機能を備えることが大切である。社内組織作りや人事的な対応策も必要なのではないか。

2) 「再発防止検証委員会」の開催

2013年10月20日放送の「ほこ×たて 2時間スペシャル」に対してのBPO放送倫理検証委員会からの決定を受けて社内に設置された「不適切演出の検証・再発防止検証委員会」を発展的に再組織して当委員会を設置しました。これは社長直轄のかたちで、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、主に制作に関わる部門の担当取締役、執行役員、局長をメンバーとする委員会です。2016年3月28日および4月25日に委員会を開催し、「番組制作向上ワーキンググループ」における議論の内容および制作プロセスの詳細資料を提出し、再発防止策策定に向けて議論を行いました。そして下記①～③を重点要件として再発防止策を策定する方針が出されました。

- ① 事実を題材にしながらフィクションも共存するいわば「ハイブリッド型」の番組全般について検証し、制作上の具体的な留意点を示す。
- ② 題材選びに始まる制作プロセスおよび放送までの各段階でチェック機能が働く制作体制、スタッフ教育、実際のスタッフイング、編成体制の整備。
- ③ 視聴者および取材関係者からの苦情への対応。

3) 「人権セミナー」の開催

●第1回人権セミナー

開催日	2016年4月4日
開催場所	株式会社フジテレビジョン本社ビル会議室
講師	梓澤 和幸氏（弁護士）
参加人数	110名
議題	「一般市民の人権について考える」
内容	人権侵害とは何か、そしてテレビメディアはそれに対してどのように向き合うべきかの講義と質疑。

●第2回人権セミナー

開催日 2016年5月9日
開催場所 株式会社フジテレビジョン本社ビル会議室
講師 河野 義行氏（松本サリン事件の被害者であり報道被害を受けた方）
参加人数 120名
議題 「松本サリン事件と報道被害」
内容 松本サリン事件の被害者および報道被害者としての体験に基づく、マスコミの問題点と影響力の大きさに関する講義と質疑。

4) 「BPO研修会」の開催

開催日 2016年4月20日
開催場所 株式会社フジテレビジョン本社ビル会議室
講師 放送と人権等権利に関する委員会
委員長 坂井 真氏
委員長代行 市川 正司氏
委員 紙谷 雅子氏
参加人数 141名
内容 ①当該番組の上映
②放送人権委員会決定 第58号および第59号の概要
およびそれに付随する事項の委員による解説と質疑。

5. 具体的な再発防止策

今回の委員会決定および社内での議論を踏まえて得られた結論は「番組制作者と放送局はどのような番組（コーナー）を制作・放送するのかという方針を明確に持ち、その番組に適した制作体制、題材選択、取材方法、制作手法、チェック機能を備えなければならず、結果として視聴者にどのような番組であるかを正しく伝えなければならない。」ということです。

今回の再発防止策では当該番組に留まらず、現在、制作されている、あるいは今後、制作されるであろう事実を扱う番組を分類分けして、それぞれに必要とされるルールを設けることとした。これによって事実を扱う番組について実質的かつ網羅的に、人権・プライバシー侵害を起こさないための再発防止策にしたいと考えました。

1) 番組の基本方針を定義する

「事実を伝える番組」 ⇔ 「フィクション番組」のあいだの、どのような番組（あるいはコーナー）を制作するのかという方針を編成と制作部門（外部制作会社を含む）で十分に議論して決定し、編成およびスタッフ全員で共有する。

現状においては下記A)～F)のような形態の番組が数多く制作されている。（これ以外の形態もあり得る点に留意する）

- A) 事実を取材して伝える番組
(ニュース番組、情報番組、ドキュメンタリーなど)
- B) 事実を基にしているが、一部脚色（映像、ストーリー、設定、架空の人物など）を加えた番組
(情報バラエティ、実在の人物・事件を扱ったドラマなど)
- C) 既報の事実などを基にしているが、その事実に対する出演者の見解、コメントなどを加えた番組
(情報バラエティ)
- D) 事実かもしれない情報を扱う番組
(超常現象、都市伝説などを扱う番組)
- E) 特定の、あるいは匿名の人物の体験談などを扱う番組
(体験情報バラエティ)
- F) フィクション番組
(事実に基づかないドラマなど)

2) 各番組形態における制作上のルール

A) の場合

報道局、情報制作局を中心に制作し、公共性、公益性に資するテーマであることを担保した上で十分に取材を行い真実に迫る努力をし、プライバシー・人権侵害が起きないように十分に配慮する。もし報道局、情報制作局以外で制作する場合は、報道・情報系番組のノウハウを理解し実践できるスタッフिंグを行い、局長レベルへの報告・相談を行い、経験値のある監修者・セクションなどを設け、ここで了承されない事案は局長レベルで判断を行う。

* * 日本民間放送連盟の報道指針を遵守すること。

B) の場合

公共性、公益性に資するテーマであることを担保した上で十分に取材を行い真実に迫る努力をし、プライバシー・人権侵害が起きないように十分に配慮・調整して制作する。特に係争中の事案、私人間のトラブルなどを扱う場合は特段の注意を要する。

さらに

- ① 事実に脚色を加えた番組であることを明示する。
- ② 報道・情報番組のノウハウを理解し実践できるスタッフを投入する。
- ③ 放送前のチェック機能として監修者、監修セクションなどを設け、ここで了承されない事案は局長レベルで判断を行う。

下記イ)～ハ)のような要素は意図せずとも全体として上記A)の番組と解釈される可能性が高いことに注意する。

- イ) 番組タイトル、コーナータイトル、ナレーション、テロップ、出演者の発言などに「ニュース」「記録」「実話」「真実」「実際にあった」などの言葉が含まれる場合。
- ロ) 当該事案に関する実在の人物・組織・企業・団体・著作物などを含んだ映像・音声・名称などが使用されている場合。
- ハ) 新聞、週刊誌、一定の社会的立場にある人物（政治家、芸能人、スポーツ選手）などの情報を基に制作された場合。

C) の場合

公共性、公益性に資するテーマであることおよび真実性を十分に担保し、プライバシー・人権侵害が起きないように十分に配慮・調整して制作する。上記イ)～ハ) のような要素は意図せずとも上記A) の番組と解釈される可能性が高いことに注意する。特に係争中の事件、私人間のトラブルなどを扱う場合は特段の注意を要する。

さらに

- ① 報道・情報番組のノウハウを理解し実践できるスタッフを投入する。
- ② 放送前のチェック機能を持たせるために監修者、監修セクションなどを設け、ここで了承されない事案は局長レベルまで上げて判断を行う。

D) の場合

未確認情報であることが自明である場合以外は事実かどうか 未確認であることを視聴者に明示し、プライバシー・人権侵害が起きないように十分に配慮・調整し、放送前のチェック機能を十分に整備して制作する。上記イ)～ハ) のような要素は意図せずとも上記A) の番組と解釈される可能性が高いことに注意する。

E) の場合

特定の人物あるいは匿名の人物の体験に基づく番組であり、事実とは限らないことを視聴者に明示し、プライバシー・人権侵害が起きないように十分に配慮・調整し、放送前のチェック機能を十分に整備して制作する。上記イ)～ハ) のような要素は意図せずとも上記A) の番組と解釈される可能性が高いことに注意する。

F) の場合

フィクションであることを視聴者に明示して制作する。但しフィクションと主張しても、実在の人物、事件、事象を描いていると同定されるとプライバシー・人権侵害、名誉棄損などが発生する可能性があることに留意する。

3) 視聴者および取材関係者からの苦情への対応

「日本民間放送連盟 報道指針」には「報道活動が、報道被害を生み出すことがあってはならないが、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。」「視聴者・

聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意をもって対応する。報道活動に対する批判には、報道機関として可能な限りの説明責任を果たす。」とあります。

当該番組は報道番組として制作する意図を明快に持っていましたが、視聴者にとって事実を伝える報道番組と解釈される以上、この指針は遵守されるべきです。さらに報道番組でなくとも視聴者からの苦情については誠意をもって対応することは当然のことと考えます。

今回、申立人との面会を行わなかった理由はプライバシー保護という観点でしたが、その背景に「3. 当該番組の制作状況と問題点」に記述した被害者と加害者という構図に対する予断があった点は否めません。真実に迫る努力を行っていればこうした予断を持つことはなかったと思われます。今後はこうした予断を排し、苦情に対して真摯に誠意をもって対応すべく全社的に周知徹底していくこととします。

6. まとめ

貴委員会の決定を受けて、当該番組の制作過程の再検証、再発防止に向けた社内での議論、さらに外部有識者との意見交換を行って参りました。ご指摘を受けた問題点の理解と、今後取り組むべき課題については一定の整理が出来たと考えていますが、大切なのはそれを継続的に理解し実践していくことです。

どのような番組を作るのかという方針を関係者で共有し、それにふさわしい制作体制、チェック機能、苦情対応の体制を備えることについては前述の通りですが、本質的に求められるのは一人一人の高い人権意識、放送倫理、ひとつひとつ異なる事案に対する柔軟な対応力であると考えます。これは日々の業務の中で培い、伝承していかなければならないことであると認識して今後の番組の制作と放送にあたって参る所存であります。

以上、今回の委員会決定を受けての弊社の対応と取り組みについて、ご報告致します。

以上